

板橋区学校保健事業にかかる感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 学校医、学校歯科医、学校薬剤師で、学校保健事業に貢献した者に対し、感謝の意を表し、学校保健事業の振興を図る。

(対象者)

第2条 感謝状を贈呈する者は、次のとおりとする。

- (1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師で、前年度又は当該年度途中で死亡又は退職した者
- (2) 学校医会、学校歯科医会、学校薬剤師会の会長又は副会長の職にある者で、前年度又は当該年度在職中に死亡又はその職を辞した者

(欠格条項)

第3条 削除

(審査会)

第4条 感謝状の贈呈につき特段の事情がある場合は、審査会を設置することができる。

2 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 事務局次長
- (3) 指導室長、教育総務課長、学務課長

3 審査会は、被贈呈者の適否等の必要な事項について審査をする。

(贈呈の方法)

第5条 感謝状は、板橋区教育委員会名をもって、記念品を添えて贈呈する。ただし、死亡者に対する贈呈の場合における感謝状については、区長名と板橋区教育委員会名の連名によるものとし、記念品を添えて贈呈する。

付則

この要綱は、昭和62年11月11日から施行する。

付則

この要綱は、平成3年1月22日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年8月7日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。